

平成20年6月18日

トラック輸送適正取引相談ホットラインを開設します

国土交通省では、トラック運送業の荷主・元請・下請間の取引の適正化を図り、関係者のパートナーシップを促進し、燃料サーチャージ制の導入を推進するため、地方運輸局、地方運輸支局等に相談窓口を設置しています。

今般、平成20年6月23日（月）より相談者のより一層の利便の向上を図るため、全国共通番号による「トラック輸送適正取引相談ホットライン」を開設いたしますので、お知らせいたします。

また、国土交通省自動車交通局ホームページに燃料サーチャージ等に関するガイドライン等を掲載しておりますので、ご覧下さい。

○トラック輸送適正取引相談ホットライン電話番号

0570-055-109

ゴーゴー トラック

※この番号におかけいただくと、全国どこからでも、最寄の運輸支局等につながります。

○受付開始日時

平成20年6月23日（月）10:00～

○自動車交通局ホームページURL

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html>

別添：リーフレット

<問い合わせ先>

九州運輸局自動車交通部貨物課

担当：原口・松野

電話092-472-2528

トラック運送事業に関する相談窓口

- 燃料サーチャージ制導入 のための
- 下請・荷主適正取引推進

トラック輸送

適正取引相談ホットライン

平成20年6月23日（月）より受付開始



全国共通

ゴーゴー トラック

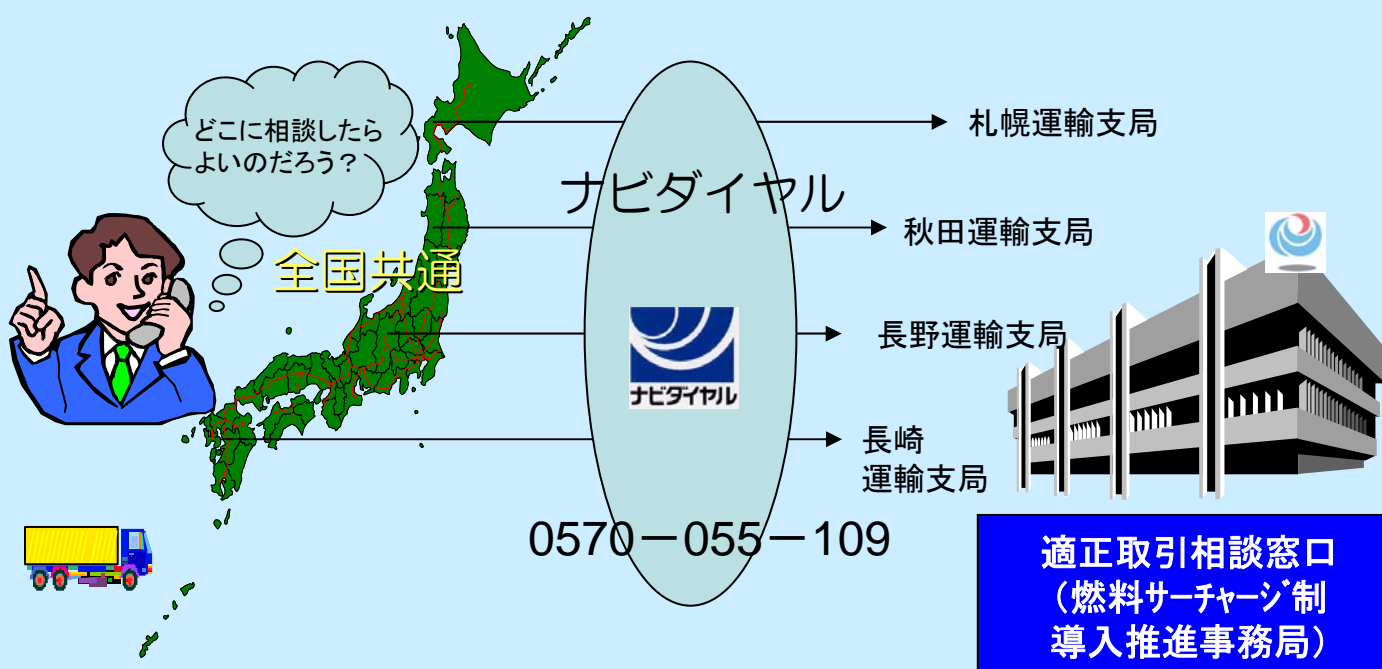
ナビダイヤル®

0570-055-109

受付時間／10:00～12:00 13:30～17:00(土日・祝日・閉庁日を除く)

相談窓口は、国土交通本省のほか、地方運輸局、運輸支局等に設置しています。

この番号におかけいただくと、全国どこからでも、最寄の運輸支局等につながります。



「適正取引相談ホットライン」で受け付ける 相談について

国土交通省は、平成20年3月14日、「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」及び「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」を行政通達として発出いたしました。

このガイドラインは、国土交通省自動車交通局ホームページに掲載しております。

【国土交通省自動車交通局ホームページ】

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html>

※国土交通省トップページ(<http://www.mlit.go.jp/>)⇒組織別情報⇒自動車交通局HP
(トラック輸送適正取引相談窓口)

相談窓口では、このガイドラインによるトラック運送事業者からの疑問、相談にお答えいたします。

○燃料サーチャージ制導入にあたっての相談

- ・トラック業界における燃料サーチャージ制とはどういうものですか。
- ・燃料サーチャージを導入するにあたっての具体的な算出方法を教えてください。
- ・燃料サーチャージ制を導入した場合、運賃料金の届出は必要ですか。等

○トラック運送業における適正取引についての相談

- ・運送委託者から、自らの目標額、予算等を基準として、通常支払われる運賃より低い運賃に、一方的に設定された。
- ・「協力金」、「協賛金」、「値引き」等の名目により、あらかじめ定められた運賃を減額された。
- ・あらかじめ定められた支払期日までに運賃が支払われなかった。
- ・運送委託者から自社の物品やサービスを購入、利用するよう強制された。等

適正取引相談窓口(燃料サーチャージ制導入推進事務局)



全国
共通

ゴーゴー トラック

TEL 0570-055-109

受付時間／10:00～12:00 13:30～17:00(土日・祝日・閉庁日を除く)
ナビダイヤルの通話料は、発信者の負担となります。ご了承ください。

相談窓口は、国土交通省自動車交通局貨物課、地方運輸局自動車交通部貨物課、運輸支局輸送・監査部門などに設置しています。

なお、それぞれの一般電話でも相談を受付いたします。詳細は、ガイドライン付属の相談窓口一覧表をご覧ください。